

10 消防学校教育訓練実施状況

(1) 教育訓練方針

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、行政も住民も防災の重要性を深く認識し、積極的に取り組む気運が高まっているが、全国各地では依然として集中豪雨等による災害をはじめ、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故や姫路市の化学工場爆発事故など想像もできないような大規模な災害が発生しており、消防の責務は益々重くなっている。

平成25年度は、100名を超える初任教育学生に消防業務全般に関する知識技術を習得させるとともに、消防職員として必要な礼節及び体力、精神力を身に付けさせ、即戦力として使える人材の養成に努めた。

専科教育、幹部教育等については、現任者の更なるレベルアップを目標に先進的事例や最新情報の提供を行うとともに、安全管理と現場指揮教育を充実させながらより現場に即した実践的な訓練の実施に努めた。また、救急救命士や救急隊員の再教育とレベルアップのため新たに指導者救命士の養成を行うとともに、引き続き、現任の救命士の集合研修を実施した。

また、消防団教育については、団の指導者等に対して必要な知識、技術の付与の他、行政の動きや消防団運営に関する各種の課題に対する情報提供に努めた。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図るため、約6か月間（880時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第6条）

（ア）警防科

警防業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、火災防ぎよ等に必要の専門的知識・技術を修得させるため、16日間（82時間）の教育訓練を実施した。

（イ）特殊災害科

特殊災害対策を担当している者又は担当予定者に対して、職務の遂行に必要な専門的知識・技術を修得させるため、10日間（55時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）救急科

新たに採用された者及び救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置を行える救急隊員の資格を取得させるため、約2か月間（278時間）の教育訓練を実施した。

（エ）予防査察科

予防査察業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技能を有する者に対して、予防査察業務に必要な専門的知識・技能を修得させるため、15日間（75時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第7条）

（ア）中級幹部科

消防司令補又は消防司令に対して、人事管理、指揮能力等の中級幹部として必要な知識・技能を修得させるため、9日間（48時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第8条）

（ア）水難救助科

水難救助を担当している者のなかで中堅者以上を対象とし、水難救助に必要な専門的知識・技術を修得させるため16日間（75時間）の教育訓練を実施した。

（イ）消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、操法指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）はしご自動車科

はしご自動車を担当している者または担当予定者に対しては、はしご自動車に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（28時間）の教育訓練を実施した。

（エ）エレベーター教育

希望する者に対して、エレベーター事故に関する救助活動に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（3時間）の教育訓練を実施した。

(オ) 救急救命士集合研修

全運用救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、2日間（14時間）のうち1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(カ) 指導者救命士養成講習

救急救命士のうち消防本部の推薦する者に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、3日間（19時間）の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間（7時間）実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

(ア) 機関科

主にポンプ機関を担当する者又は担当予定者に対して、操作等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

(ア) 初級幹部科

消防団員としての基礎的知識・技術を有する班長、部長相当の者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を地区ごとに開催し年6回実施した。

(イ) 上級幹部科

団長、副団長及び昇任予定者に対し、上級幹部として必要な高度な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

(ア) 指導員科

指導員若しくは平成25年度に指導員に任命される予定の班長以上の者でかつ消防操法の知識を有する者に対して、団員の教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（26時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 震災対策講習会

大規模な震災発災時に、消防団が中核となり地域ぐるみの救助活動が行えるよう、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施する予定であったが、台風接近のため中止した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

(ア) 新たに採用された岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせることを目的に、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。